

(別紙)

津野町学校教育ICT支援員委託業務 仕様書

1 業務名

津野町学校教育ICT支援員委託業務

2 目的

ICT機器、教材ソフト等、その活用方法が多様化する中で、教職員が常に最新の情報を入手し、授業に活用するための準備から設定・操作、トラブル対応までを行うことは非常に困難な状況である。

そこで、ICT活用を支援する専門家を確保し、ICT支援員を派遣して教職員のICT活用指導力を向上させるサポート体制を整えることで、教職員が現在学校に整備されている機器・ソフトウェア等を活用した児童・生徒の興味関心を高める授業を積極的に展開し、学力向上に資することを目的とする。

3 履行場所

津野町立葉山小学校 (津野町姫野々503番地1)

津野町立中央小学校 (津野町芳生野甲200番地1)

津野町立葉山中学校 (津野町白石丙155番地)

津野町立東津野中学校 (津野町力石2813番地)

4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日

5 支援内容

ICT支援員は学校と調整の上、各小中学校への訪問・電話・オンライン等の支援をすること。

(1) 授業支援

- ① GIGAスクール端末等を授業において積極的かつ効果的に活用されるよう授業支援活動
- ② 授業準備のICT機器などの設定、動作確認及び設置等の授業準備支援
- ③ 教材・実践事例の紹介、ICTを活用した授業提案
- ④ ワークシート、教材等の作成支援
- ⑤ 授業中の児童生徒への操作支援
- ⑥ マニュアル、手順書の作成、掲示物等の作成支援
- ⑦ GIGA スクール端末・ソフトウェア・アプリケーションのインストール及び削除・アカウント発行・アップデート等の作業
- ⑧ GIGAスクール端末更新後の端末活用に係る設定

- ⑨ 他のICT支援員と定期的に情報交換の場を設け、事例や課題を共有し、問題発生時の迅速な対応が可能となるような共通サポート体制の構築

(2) 研修支援

- ① 校内研修会の企画、準備、実施支援及び研修内での操作支援、操作説明
- ② 情報モラルや情報セキュリティに関する研修支援

(3) 障害対応支援

- ① 機器の障害が発生した場合の一時対応及び現象切り分け支援
- ② 軽微なICT機器の不具合に対する改善作業(ソフトウェア・アプリケーションの不具合等)

6 ICT支援員の資質・要件

- ① ICT支援員は、コミュニケーション能力の高い者、児童生徒とのかかわりに不安のない者であること。
- ② 教育とICTに関心が高く、基本的な技術理解、機器操作指導が可能な者であること。
- ③ 本町との守秘義務契約を遵守できるものであること。
- ④ 情報資産の取り扱いについて本町の定める規定が順守できる者であること。

7 業務管理

- (1) 受託者は、ICT支援員が十分に学校の支援を行えるよう業務統括責任者 1 名を設けること。
- (2) 業務統括責任者は、学校でのサポート業務及び業務統括責任者としての業務経験が 2 年以上あること。
- (3) 本町のネットワーク構成、ICT整備機器等について対応可能なよう、履行前に十分な調査・確認を行い、業務従事者に十分周知すること。
- (4) ICT支援員が十分に学校支援を行えるように、スケジュール管理、業務状況の把握、指示、指導、助言等の管理及びサポートを行うこと。
- (5) 実施報告書等を月次ごとに作成し、翌月10日までを目安に提出すること。(月次ごとはデジタル可。業務委託完了時は紙媒体での提出。)
- (6) 学校開催のICT部会及び教育委員会開催の情報教育主任会議(4ヵ月に1回)に参加すること。
- (7) ICT支援員が業務場所を訪問等するために必要な諸経費は受託者が負担とする。
- (8) 原則、ICT支援員業務は受託者で行い、本業務自体の再委託は認めない。

8 その他

- (1) Google アカウントは必要に応じて教育委員会より貸与する。不具合等の際には教育委員会と協議し対応すること。重大な過失による破損や紛失、盗難の際には受託業者が保証を行うこと。
- (2) 学校教育に係る業務であることを認識し、ICT支援員業務の実施については細心の注意と配

慮を行い、学校及び教育委員会との連携を密にしながら業務を行うこと。

- (3) 受託業者及びICT支援員は、委託期間中及びその終了後においても、業務上知り得た個人情報や情報資産等の流出、漏洩防止に万全を期し、秘密保持を厳守すること。
- (4) ICT支援員が業務を履行するに当たり、遵守すべき業務処理方法、就業規律等に従わない、または業務処理の能率が著しく低く、業務の目的を達しないと教育委員会が判断した場合、教育委員会は受託業者にその理由を示し、ICT支援員の交代を求めることができること。受託業者は教育委員会からの求めに応じ、迅速に対応すること。また、不正行為が発生した場合には、教育委員会は受託業者に対し契約を解除することができること。
- (5) 受託業者及びICT支援員は、業務履行に当たり上記に係る事項以外の事案が発生した場合、委託事業のねらいが達成できるように協議を行い、誠意をもって対応すること。
- (6) この仕様書以外で疑義が生じた場合は、別途協議を行うものとする。